

はじめて
でも
安心

令和 8年

社会生活基本調査 50TH

統計調査員を募集します

調査員の力が必要です

調査を正確に実施するためには 調査員の力が欠かせません
あなたも調査員として 私たちと一緒に仕事をしてみませんか

詳細は
裏面へ！

ご応募
お待ちしております！

実施目的

調査員の仕事

募集資格

国の重要な 統計調査です

「社会生活基本調査」は国民の社会生活の実態を明らかにするため 総務省統計局が5年に一度実施する重要な統計調査です

担当区域の世帯を訪問し、
調査票を配布・回収して
いただきます

業務期間は8月から11月
の予定です

調査員の身分は 都道府県知事に任命される非常勤の地方公務員です
調査員には その身分を証明するための「調査員証」が交付されます

原則20歳以上の方です

募集期間は4月15日
から5月25日です

募集人数は2名です

学生・主婦・ご高齢の方など幅広い方に調査員の仕事をいただいています
詳細は下記連絡先までお問い合わせください

申し込み方法

右QRコードより
必要事項を入力の上、
お申し込みください。

※希望する統計調査は、
「社会生活基本調査」を選択



連絡先

新富町役場 総合政策課
電話：0983-33-6012
Mail：kikaku_g@town.shintomi.lg.jp



総務省統計局・都道府県

「社会生活基本調査」について詳しくは総務省統計局ホームページをご覧ください。

社会生活基本調査

検索



調査員の仕事の内容

8月

調査員事務打合せ会に出席

調査についての説明を聞いて 調査の方法や調査内容等を理解します



9月上旬～中旬

担当区域の確認・名簿の作成

担当する区域の位置と境界を確認します
担当区域内を巡回し 名簿などを作成します



9月下旬～10月上旬

調査世帯の確認・調査書類配布の準備

調査対象世帯(1つの区域内で12世帯を選定)を確認し
調査書類を配布するための準備をします



10月上旬～中旬

調査書類の配布

調査対象世帯を訪問し 調査書類を配布して 回答を依頼します



10月下旬～11月上旬

調査票の回収

約束した日時に世帯を訪問し 調査票を回収します
すでにインターネット回答があれば訪問は不要です

11月上旬～11月下旬

調査書類の検査・提出

調査書類を検査し 決められた期日までに都道府県に提出します



はじめてでも安心

- 仕事内容については **都道府県による説明**があります
- 調査員専用コールセンターによる **サポート**もありますので **未経験の方も安心して働けます!**
- 業務期間は令和8年8月から11月の予定です **報酬も支給**されます